

学校法人 湘中央学園 浦添看護学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 学校法人湘中央学園浦添看護学校（以下「本校」という。）は、看護師として必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は学校法人湘中央学園浦添看護学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置は沖縄県浦添市当山二丁目30番1号に置く。

(自己点検・自己評価)

第4条 第1条の目的を達成するために、自己点検・自己評価委員会を置き、自己点検・自己評価を実施する。

2 自己点検・自己評価委員会に関すること等の必要な規定は学校の長（以下「校長」という。）が自己点検・自己評価規程に定める。

第2章 課程、学科、修業年限及び休業日等

(課程及び学科、入学定員、修業年限等)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、入学定員等は次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	1学年の学級数	総定員	職業実践 専門課程	
医療 専門 課程	3年課程 (全日制)	看護学科	3年	120人 (1クラス40人)	3	360人	認定

(学籍年数)

第6条 本校の在籍期間は、6年を超えて在籍することはできない。

(学年及び学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで。
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで。

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日

- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (4) 開校記念日
 - (5) 6 月 23 日沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和 49 年沖縄県条例第 42 号）
 - (6) 春季休暇：3 週間
 - (7) 夏季休暇：4 週間
 - (8) 冬季休暇：2 週間
- 2 前項の規定にかかわらず校長が特に必要と認めたときは、臨時に休業を行い、または休業日においても臨時に授業を行うことができる。

第 3 章 組織及び会議

（組織）

第 9 条 学校に次の職員をおく。

- (1) 校長
 - (2) 教務部長
 - (3) 学科長
 - (4) 実習調整者
 - (5) 専任教員
 - (6) 事務部長
 - (7) 事務員
 - (8) 図書司書
 - (9) その他必要な職員
- 2 校務分掌について必要な事項は校長が別に定める。

（会議）

第 10 条 学校の円滑な運営を図るため、運営会議その他の会議を設ける。

- 2 運営会議、その他の会議について必要な事項は、校長が別に定める。

第 4 章 教育課程及び単位の認定等

（授業科目、単位及び時間数）

第 11 条 本校における授業科目、単位数及び時間数は「別表」、に定めるとおりとする。

（単位の計算方法）

第 12 条 各授業科目の単位数は、1 単位 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。
 - (3) 臨地実習については 45 時間をもって 1 単位とする。
- 2 時間数は講義、演習、実習等が行われる時間をもって計算する。

（授業科目の評価及び単位の認定）

第 13 条 授業科目の単位の認定は、講義、演習、実習等の必要な時間を出席するとともに、当該科目の評価により行う。

- 2 授業科目の評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。
- 3 前 2 項の規定により合格した者に対し、授業科目の単位の認定を行う。
- 4 その他必要な事項は、校長が履修規程に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第14条 学生が入学前に既修した単位の認定に関し必要な事項は、校長が入学前の既修得単位の認定に関する規程に定める。

第5章 入学、休学、転学、退学等

(入学時期)

第15条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学資格)

第16条 本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
看護学科(3年課程)

学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規程により高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(入学試験)

第17条 校長は、本校へ入学を志願する者に対して、入学試験を行うものとする。

2 その他必要なことは、校長が細則及び入学試験実施規程に定める。

(入学志願手続)

第18条 本校への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学検定料及び別に定める書類を校長に提出しなければならない。

(入学の手続き)

第19条 第16条の規定による合格者で、本校に入学しようとする者は、所定の期日までに入学納付金及び誓約書(様式第4号)、その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第20条 校長は入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

(休学)

第21条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、3ヶ月を超えて出席することができないときは、休学願(様式第6号-1)を校長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 校長は、病気その他の理由により就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、校長が特別の理由があると認めたときは、その期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

5 休学期間は、在籍期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間が満了した者又は休学期間内にその理由が消滅した者は、復学願(様式第7号-1)を校長に提出し、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第23条 退学しようとする学生は、退学願(様式第8号-1)を校長に提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第24条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときはこれを除籍する。

- (1) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第6条に規定する在籍期間を超えた者
- (3) 学生納付金の納入を怠り、かつ、督促してもなお納付しない者

(編入学)

第25条 校長は、編入学を志願する者に対して、欠員がある場合に限り、認めることがある。

2 その他、編入学に関する必要な事項は、校長が編入学に関する規程に定める。

(転入学)

第26条 校長は、転入学を志願する者に対して、欠員がある場合に限り、認めることがある。

2 その他、転入学に関する必要な事項は、校長が転入学に関する規程に定める。

(転学)

第27条 学生は、転学しようとするときは、転学願(様式10号-1)を校長に提出し、許可を受けなければならない。

第6章 卒業

(卒業)

第28条 校長は、別表に規定する単位数を修得し、かつ、出席した日数が出席すべき日数の3分の2以上である者に対し、運営会議の議を経て卒業を認定する。

(卒業証書の授与、専門士の称号の授与)

第29条 校長は、卒業の認定をした学生に対し、卒業証書及び専門士(医療専門課程)の称号(様式第11号)を授与する。

第7章 賞罰

(表彰)

第30条 校長は、学業成績が優秀であり、かつ、他の学生の模範と認められる学生を表彰することができる。

2 前項に規定する表彰は、運営会議の議を経て校長が決定する。

(懲戒)

第31条 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を懲戒することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者
 - (5) 正当な理由なく学生納付金を滞納する者
- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- 3 校長は、前2項に該当する行為があった者に対して懲戒する場合は、運営会議の議を経て行う。

第 8 章 健康管理

(健康管理)

- 第 32 条 校長は、学生の健康を保持するため、学生に対し、年 1 回以上の健康診断を実施する。
2 その他、必要な事項は校長が健康管理規程に定める。

第 9 章 学生納付金等

(入学検定料、入学にかかわる納付金の納付)

- 第 33 条 入学検定料、入学にかかわる納付金、授業料等の学生納付金は、所定の期日までに納付しなければならない。
2 必要な事項は入学検定料、学生納付金、在籍料に関する規程に定める。

(学生納付金の納付の方法)

- 第 34 条 入学金を除く学生納付金は、申し出により分納することができる。
2 その他、納付方法に関する必要な事項は入学検定料、学生納付金、在籍料に関する規程に定める。

(休学にともなう授業料の免除及び在籍料)

- 第 35 条 休学する学生は、授業料等を免除する。
2 休学する学生は、在籍料を徴収する。
3 前 2 項に規定するもののほか必要な事項は入学検定料、学生納付金、在籍料に関する規程に定める。

(納付金の返還)

- 第 36 条 校長は、既に納入された納付金については、原則として返還しない。ただし、校長が特別の理由があると認めた場合は、その者の願い出により返還することができる。
2 その他、必要な事項は校長が入学検定料、学生納付金、在籍料に関する規程に定める。

第 10 章 雑 則

(委任)

- 第 37 条 この規則に定めるもののほか、学校の管理及び運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する

附 則

- 1 この学則は 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 4 月 1 日改正)

附 則

- 1 この学則は 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(平成 29 年 4 月 1 日改正)

教育課程

別表

学校法人湘中央学園 浦添看護学校 看護学科

分野	教育内容	科目	指定規則		学則			
			単位	時間	単位	時間		
基礎分野	科学的思考の基礎	論理的思考	13		1	30		
		人間工学			1	15		
		情報科学			1	30		
	人間と生活・社会の理解	人間関係論			1	30		
		英語			2	45		
		家族社会学			1	30		
		教育学			1	30		
		発達心理学			1	30		
		倫理学			1	30		
		生活科学			1	15		
		生活とスポーツ			1	30		
		文化人類学			1	30		
		小計			13		13	345
	専門基礎分野	人体の構造と機能			形態と機能Ⅰ	15		1
形態と機能Ⅱ			1	30				
形態と機能Ⅲ			1	30				
生化学・栄養学			1	30				
疾病の成り立ちと回復の促進		微生物学	1	30				
		病理学	1	30				
		薬理学	1	30				
		疾病治療学Ⅰ	1	30				
		疾病治療学Ⅱ	1	30				
		疾病治療学Ⅲ	1	30				
		疾病治療学Ⅳ	1	15				
		疾病治療学Ⅴ	1	30				
		疾病治療学Ⅵ	1	15				
		疾病治療学Ⅶ	1	15				
疾病治療学Ⅷ		1	15					
健康支援と社会保障制度		健康科学	6		1			30
		保健医療論			1			15
		公衆衛生学			1			15
		社会福祉			2			45
		看護と法律			1			15
小計	21		21	510				
専門分野Ⅰ	基礎看護学	基礎看護学概論Ⅰ	10		1	30		
		基礎看護学概論Ⅱ			1	30		
		基礎看護学方法論Ⅰ			1	30		
		基礎看護学方法論Ⅱ			1	30		
		基礎看護学方法論Ⅲ			1	30		
		基礎看護学方法論Ⅳ			1	30		
		基礎看護学方法論Ⅴ			1	30		
		基礎看護学方法論Ⅵ			1	30		
		基礎看護学方法論Ⅶ			1	30		

分野	教育内容		科目	指定規則		学則	
				単位	時間	単位	時間
専門分野Ⅱ	基礎看護学		基礎看護学方法論Ⅷ			1	30
	臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	3	135	1	45
			基礎看護学実習Ⅱ			2	90
	小計			13		13	435
	成人看護学		成人看護学概論	6		1	30
			成人看護学方法論Ⅰ			1	30
			成人看護学方法論Ⅱ			1	30
			成人看護学方法論Ⅲ			1	30
			成人看護学方法論Ⅳ			1	30
			成人看護学方法論Ⅴ			1	30
	臨地実習	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	6	270	2	90
			成人看護学実習Ⅱ			2	90
			成人看護学実習Ⅲ			2	90
	老年看護学		老年看護学概論	4		1	30
			老年看護学方法論Ⅰ			2	45
			老年看護学方法論Ⅱ			1	30
	臨地実習	老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	4	180	2	90
老年看護学実習Ⅱ			2			90	
小児看護学		小児看護学概論	4		1	30	
		小児看護学方法論Ⅰ			2	45	
		小児看護学方法論Ⅱ			1	30	
臨地実習	小児看護学	小児看護学実習	2	90	2	90	
母性看護学		母性看護学概論	4		2	45	
		母性看護学方法論Ⅰ			1	30	
		母性看護学方法論Ⅱ			1	30	
臨地実習	母性看護学	母性看護学実習	2	90	2	90	
精神看護学		精神看護学概論	4		1	30	
		精神看護学方法論Ⅰ			1	30	
		精神看護学方法論Ⅱ			2	45	
臨地実習	精神看護学	精神看護学実習	2	90	2	90	
小計			38		38	1,320	
統合分野	在宅看護論		在宅看護論概論	4		1	30
			在宅看護論方法論Ⅰ			1	30
			在宅看護論方法論Ⅱ			2	45
	臨地実習	在宅看護論	在宅看護論実習	2	90	2	90
	看護の統合と実践		医療安全	4		1	30
			国際看護と災害看護			1	30
			看護管理と事例研究			1	30
			看護技術の統合演習			1	30
臨地実習	看護の統合と実践	統合実習	2	90	2	90	
小計			12		12	405	
合計			97	3,000以上	97	3,015	

